

2017年8月25日

各 位

東亜合成株式会社

当社旧名古屋研究機構跡地における地下水の水質測定結果について

東亜合成株式会社の所有する旧名古屋研究機構跡地の一部が、2016年8月30日付け名古屋市告示第474号により、土壤汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域の指定を受けました。当社は、同年11月28日名古屋市長宛てに「汚染拡散防止計画書届出書」を提出し、当該汚染土壌の除去工事を実施してまいりました。

この度、同工事の終了に伴い、地下水汚染の有無を確認するための水質測定を実施しましたところ、下記調査対象地の一部から基準を上回る特定有害物質が検出されました。本測定結果につきまして、同法ならびに名古屋市条例に基づき名古屋市に報告しましたので、その概要をお知らせいたします。

なお当該土地につきましては、引き続き名古屋市のご指導を仰ぎながら、適切な措置を講じてまいります。

記

1. 対象地の概要

名 称 : 東亜合成株式会社旧名古屋研究機構跡地
住 所 : 愛知県名古屋市港区船見町1番1
敷地面積 : 11,577.31 m²
概 要 : 旧研究所跡地 (1961年から2010年9月まで研究所として使用)

2. 調査対象区域

対象地 (11,577.31 m²) の一部

3. 調査結果

2017年3月、下表のとおり地下水から基準を上回る特定有害物質が検出されました。

	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	指定基準	基準超数/調査数
地下水	テトラクロエチレン	0.015mg/L	1.5倍	0.01mg/L以下	2/2

4. 本件に関するお問い合わせ先

東亜合成株式会社グループ経営本部 IR 広報部
東京都港区西新橋1-14-1
TEL : (03) 3597-7215 FAX : (03) 3597-7217

以 上